

地域貢献地元企業の認定申請について

令和8年4月15日

南魚沼地域振興局では、令和8年度以降において地域保全型工事の発注を予定しています。
当該工事については、新潟県建設工事入札参加資格者名簿に登載され、かつ、地域貢献地元企業として認定した者の中から指名することとなりますので、認定を希望される方は下記により申請してください。

記

- 1 申請期間 令和8年4月15日(水)から令和8年5月14日(木)まで
※申請期間終了後も随時、申請を受け付けます。
認定期間は、別紙「地域貢献地元企業の認定機関の取扱いについて」を参照してください。

2 認定要件

次の(1)または(2)において、掲げられた要件を満たす者であること。

- (1) 南魚沼地域振興局地域整備部管内に主たる営業所を有する者

ア 入札参加資格審査規程の規定に基づく入札参加資格の審査を受け、令和6・7年度入札参加資格者名簿に、土木一式工事A級からD級として登載されていること。

イ 過去5年度（申請日の属する年度の前年度から遡って5年間（令和8年度内の申請であれば、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）。以下同じ。）内に、南魚沼地域振興局地域整備部管内において、次の①から④に掲げるいずれかの実績を有すること。

ただし、県管理施設とは、道路、河川等直接県民の共同使用に供される土木系の県管理施設に限る。

- ① 県管理施設の除雪
- ② 平常時の県管理施設の点検・パトロール
- ③ 災害発生前後の県管理施設の点検・被害状況調査
- ④ 国又は地方公共団体から直接請け負った災害発生直後の緊急の維持管理業務（通行止めバリケード設置など）又は応急工事

ウ イに掲げる実績が無い場合、過去5年度内に南魚沼地域振興局地域整備部管内において、次のAからFに掲げるいずれかの実績を有すること。

- A 防災協定等により災害時に県への応援体制を有している。
- B 地域の安全・安心を支える活動（子供 SOS かけこみ 110 番、高齢者世帯の雪下ろし、地域清掃ボランティアなど）
- C 地域における人材育成活動（地域を担う人づくり、インターンシップなど）
- D 消防団協力事務所として市町村から認定を受けている。
- E 南魚沼地域振興局地域整備部の指示書による維持管理業務
- F 地域貢献に関わる、SDGs達成に向けた取組(新潟県SDGs推進建設企業登録制度の認定を受けた者に限る。)

エ イ及びウに掲げる実績が無い場合、過去5年度内に、次のaからcに掲げるいずれかの実績を有すること。

- a 南魚沼振興局農林振興部（農地関係）管内の土地改良区から直接請け負った農地・農業用施設の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動（当該施設等の保全活動組織と協働で実施した活動を含む。）
- b 南魚沼振興局農林振興部（林業関係）管内の森林整備活動等
- c a及びbを除く地域保全型工事实施要領第3第3項(3)に掲げる実績

(2) 県内に主たる営業所があり、かつ南魚沼地域振興局地域整備部管内にその他の営業所を有する者（以下、「当該営業所」という。）で、次のア、イ及びウの要件に全て該当する者

ア 当該営業所が土木一式工事に関し、令和8・9年度入札参加資格者名簿に登録されていること。

イ 過去5年度内に南魚沼地域振興局地域整備部管内において、上記2（1）イ、ウ及びエのいずれか1つ以上の実績を有すること。

ウ 当該営業所が10年以上営業を行っていること。

3 提出書類

(1) 「南魚沼地域振興局地域整備部管内に主たる営業所を有する者」の場合

◎ 申請書 1部

◎ 次のいずれかの書面 1部

- ・上記2(1)イの要件に該当することを証する契約書、請書又は指示書などの写し
- ・上記2(1)ウの要件に該当することを証する次の書類
 - A 県との協定書の写し
 - B～C 契約書の写しなど活動実績を審査できる書類
 - D 市町村が発行する認定証明書
 - E 指示書の写し
 - F 県からの認定通知の写し、SDGs達成に向けた取り組みの内容が分かるもの
- ・上記2(1)エの要件に該当することを証する契約書の写しなど活動実績を審査できる書類

(2) 「県内に主たる営業所があり、かつ南魚沼地域振興局地域整備部管内にその他の営業所を有する者」の場合

◎ 申請書 1部

◎ 次のいずれかの書面 1部

- ・上記2(1)イの要件に該当することを証する契約書、請書又は指示書などの写し
- ・上記2(1)ウの要件に該当することを証する次の書類
 - A 県との協定書の写し
 - B～C 契約書の写しなど活動実績を審査できる書類
 - D 市町村が発行する認定証明書
 - E 指示書の写し
 - F 県からの認定通知の写し、SDGs達成に向けた取り組みの内容が分かるもの
- ・上記2(1)エの要件に該当することを証する契約書の写しなど活動実績を審査できる書類

◎ 直近の建設業許可申請書に添付されている「営業の沿革」の写し等、当該営業所が10年以上営業していることを証する書類 1部

4 申請方法

新潟県電子申請システムによる電子申請（持参又は郵送による方法は受け付けません。）
電子申請システムにアクセスし、申請書等の電子データを添付の上、申請してください。

5 その他

- (1) 地域貢献地元企業の認定は、入札における指名を保証するものではありません。
- (2) 令和8年度における認定の有効期限は令和10年5月31日です。
- (3) 入札は原則として電子入札で実施します。